

## [事案 2025-96] 新契約取消請求

・令和 8 年 2 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

代理店の募集人による説明不足等を理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和 5 年 4 月に銀行を募集代理店として契約した利率変動型積立終身保険（契約①②）について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集時に、代理店の募集人から市場価格調整や解約控除などのリスクについて何の説明もなされず、リスクのない契約であると誤信して契約したものである。
- (2)契約②の申込書・意向確認書の字は自署ではない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)保障設計書、契約締結前交付書面兼パンフレットには市場価格調整・解約控除についての説明が詳細に記載されており、代理店の募集人は、募集時に申立人に対して、それらの資料を用いて市場価格調整や解約控除について適切に説明をしている。
- (2)意向確認書にも市場価格調整および解約返還金について了解した旨のチェックがなされ署名されている。
- (3)申立人は、元々税理士であり、投資経験もある。募集時には代理店の募集人に加え、その上席も同席し、申込時には当時 64 歳であった申立人の配偶者が同席しており、銀行所定の高齢者ルールは遵守されている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および代理店の募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。